

## 愛知県環境影響評価審査会会議録

1 日時 平成25年3月15日（金）午前10時から午前11時30分まで

2 場所 愛知県東大手庁舎 4階 409会議室

3 議事

- (1) 環境影響評価指針の一部改正について
- (2) その他

4 出席者

委員17名、説明のために出席した職員14名

5 傍聴人

傍聴人1名

6 会議内容

- (1) 開会
- (2) 議事

ア 環境影響評価指針の一部改正について

- ・議事録の署名について、岡村会長が廣畠委員と山田委員を指名した。
- ・参考資料1から3までについて、事務局から説明があった。

### <質疑応答>

【吉久委員】資料1の番号3の意見に対する審査会の考え方（案）で、風害については必要に応じて環境影響評価を実施するとしているが、電波障害については生活環境に係る環境要素ではなく、環境影響評価は実施しないとしている。中部国際空港に係る環境影響評価では電波障害について検討されたと思うが、電波障害は対象とならないとしてよいのか。必要に応じて実施するとした方がよいのではないか。

【事務局】人の健康や生活環境等に影響を及ぼすものを環境影響評価の環境要素としてとらえるべきと考えているが、電波障害は、テレビジョン電波の受像器への受信障害であり、人が直接影響を受けるものではない。

また、最近、宮城県が環境影響評価における電波障害の取り扱いについて自治体の動向を調査したが、その結果、都道府県で電波障害を対象としている自治体は予定を含めて16、対象としていない自治体は28である。条例制定都市を含めると、対象としている自治体は27となるが、その理由については不明が10と最も多く、他にも過去から対象としているためなど、明確な理由がないものが多い。

これら自治体の動向を踏まえても、電波障害は環境影響評価の対象としないことが妥当と考えられる。

【吉久委員】電波障害を環境影響評価の対象としている自治体もあり、他の自治体の動向は、愛知県が対象としない理由にはならない。電波障害を含めた方がよいと思う。

【岡村会長】電波障害を対象にする、しないの問題は、資料2の環境影響評価指針の答申案のどの規定に関係してくるのか。

【事務局】資料2の4ページの第6第3項に環境要素が挙げられており、電波障害が環境影響評価の対象となる場合は、必要に応じ(1)の「サ その他の環境要素」の一つとして具体的に項目名を設定していくことになる。

【岡村会長】指針には明確に規定しないが、審査会として、指針の「その他の環境要素」には電波障害が含まれると考えるかどうかということになる。

【大東委員】名古屋市条例による環境影響評価の中で、名古屋駅前に高層ビルが建造されることで電波障害が市外まで広域に影響を及ぼすような場合、名古屋市外を管轄する愛知県としてはどのようなスタンスで対応するのか。

【事務局】名古屋市条例による環境影響評価であるため、あくまで名古屋市の制度により電波障害を取り扱うこととなる。

【大東委員】電波障害でない場合、たとえば中部電力西名古屋火力発電所の事業では、大気質等について名古屋市内外にわたって広域に環境影響を及ぼすおそれがあるため、愛知県と名古屋市の両方で環境影響評価について審査している。このように広域に影響を及ぼすような事業を名古屋市内で実施する場合に、名古屋市外の影響について愛知県が関与しないということが気になる。

【事務局】名古屋市は高層ビルの建設を環境影響評価の対象事業としているが、愛知県では対象事業としていない。

愛知県条例の対象事業であるごみ焼却施設などが名古屋市内に設置される場合は、愛知県条例は適用されず、名古屋市条例の対象事業となるが、影響が名古屋市外に及ぶ場合は、名古屋市と愛知県が協議した上で、名古屋市外の環境影響についても名古屋市条例により対応していくこととなる。

【大東委員】名古屋市外で高層建築物が建設され、影響が名古屋市内に及ぶ場合はどのような扱いになるのか。

【事務局】たとえば、ごみ処理施設等の建設における大気質等について、名古屋市長の意見を聞くことになるが、電波障害については愛知県条例の対象外と考えており、影響が名古屋市内に及ぶ場合であっても対象とならない。

また、愛知県環境影響評価条例は、愛知県環境基本条例において環境の保全の施策として定められている。環境基本条例は「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤等が良好な関係に保持されること」を目的としており、電波障害は対象外であることから、環境影響評価条例についても対象外であると考えている。

【吉久委員】中部国際空港の環境影響評価では、電波障害の影響を検討したと思うが、なぜか。

【事務局】中部国際空港の環境影響評価は、法や条例による制度ができる前の閣議決定要綱に基づき実施したものである。

【吉久委員】テレビは災害時の緊急情報の入手にも役立ち、生活に必須のものである。

電波障害は必要に応じ実施するという考え方とした方がよいと思う。

【事務局】たとえば、電磁波は人の健康に関わるものであるため、環境要素として指針に明記していなくても「その他の環境要素」として必要に応じ選定されるが、テレビが見えづらくなることが生活環境の保全に関わるものとは考えられない。また、原因者と受信者の間で個別に解決されているため、事務局としては、環境要素に含まれないと考えている。

【吉久委員】資料1の番号3の意見に対する審査会の考え方（案）にある郵政省の電波障害に関する指導要領は昭和51年と非常に古いが、新しいものに変わっていないか。

【事務局】この指導要領は、地上デジタル放送に移行した現在も運用されている。

【岡村会長】電波障害については、快適な生活環境の維持のために必要とも考えられる。

【朴委員】大気質について、PM<sub>2.5</sub>が注目されているが、これは中国だけの問題ではない。資料2の21~23ページの別表第1に浮遊粒子状物質が記載されているが、今回の一部改正に当たって、備考欄に浮遊粒子状物質にPM<sub>2.5</sub>を含むことを明記してはどうか。それとも、明記するまでもなく当然含むという考え方か。

【事務局】PM<sub>2.5</sub>は、浮遊粒子状物質に当然含まれるものと考えている。ただし、PM<sub>2.5</sub>については、国の「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会 報告書」において、シミュレーション方法が開発途上であるなど技術的制約から、予測、評価が困難であり、引き続き調査、予測、評価の技術開発を進め、対応を検討する必要があるとされている状況である。

【朴委員】あいちミティゲーションについては、資料1の番号9の意見に対する審査会の考え方（案）で、今後の検討について積極的な姿勢を示している。PM<sub>2.5</sub>についても同様に積極的な姿勢を示すよい機会と思い、敢えて申し上げた。技術的な問題から記載しにくいことであれば、今後、愛知県がPM<sub>2.5</sub>の予測、評価について先取りしていくくらいの意気込みでやっていただきたい。

電波障害については、否定的な書き方をするのはよくないと思う。書き方を工夫してもらいたい。

【事務局】資料1の番号3の意見に対する審査会の考え方（案）については、「生活環境に係る環境要素とは考えていません。」を削除する形で、如何か。

【長谷川委員】そうした場合、実際に電波障害を対象とするのか不明である。先ほど環境基本条例で電波障害は対象とならないとの説明があったが、その考え方を広げることはできないのか。環境影響評価の手続の中で、電波障害について住民が意見を述べる機会がなくなってしまうことは問題である。

【事務局】環境基本条例に基づく施策である環境影響評価条例で環境の考え方を勝手に拡げることはできない。また、電波障害について、これまで環境影響評価の手続で対象としなかったことで、その後に問題となった事例はなく、原因者と受信者の個別の対応により解決が図られてきたと考えている。

【吉久委員】最近は様々な電波が利用されており、今後の電波障害はテレビジョン電

波だけの問題ではなくなるのかもしれない。このような状況の中、ここで電波障害をアセスの対象として完全に否定しまうのではなく、必要に応じて対象とできるようにしておくべきではないか。

【事務局】事務局として現段階では電波障害が環境要素に含まれると考えていないが、将来にわたって対象となないと判断してしまうこともまた早計である。資料1の番号3の意見に対する審査会の考え方（案）としては、環境要素と考えていないとの記載を削除した上で、将来的に電波障害が大きな問題となる事業があった場合に、その審査の中で具体的な議論をしていただくようお願いしたい。

【岡村会長】委員の皆様には、将来、電波障害について問題が生じるような事業があった場合には、上位の環境基本条例の考え方との整合を図りつつ、審査会で検討していくということでご理解いただきたい。

【成瀬委員】参考資料3の3ページのフロー図では配慮書の手続がないが、今後、方法書や準備書と同様に配慮書についても審査会に意見が求められることとなるのか。フロー図で、事後調査報告書の手續が工事の完了まですべて終了してしまうことも気になる。

【事務局】配慮書についても審査会に諮問することとなる。なお、配慮書は、事業計画の諸元が決定していない段階であるため、ここでの環境影響評価は、重大な環境影響を受ける項目について、参考資料1の59ページ以降に例示しているように比較的簡便な手法で実施することになるので、その観点からご審査いただきたい。

事後調査については、法では工事の実施のみを対象としているが、条例では従前から供用後も対象としている。

【山田委員】資料2の環境影響評価指針では、電磁波が環境要素として明記されていないが、電磁波が問題となるリニア中央新幹線の環境影響評価の審査が間近に予定されているため、明記した方がよいのではないか。

また、環境要素の大気質の中に放射性物質は含まれているのか。愛知県内に原子力発電所はないが、他県で事故が起これば、愛知県も影響を受けるおそれもあるため、環境影響評価制度の中で何か対応できないか。

【事務局】電磁波については、個別事業のリニア中央新幹線特有の事象であるため、法の対象事業ではあるが、指針上は明記していないことでご理解いただきたい。

放射性物質の取り扱いについては、環境影響評価法における国の検討状況を踏まえつつ対応していきたい。原子力発電所の事故による影響に関しては、モニタリング等により対応を図っていくものと考えている。

【岡村会長】答申案について特段の修正を要する意見はないため、これを答申案とすることとしてよろしいか。

（委員から意見等はなし）

【岡村会長】資料2の答申案のとおり、審査会から知事への答申とする。

・資料2の「環境影響評価指針の一部改正について（答申案）」を審査会の答申

とすることで合意し、別紙の写しのとおり答申した。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会

別 紙

写

平成 25 年 3 月 15 日

愛知県知事  
大村秀章 殿

愛知県環境影響評価審査会

会長 岡村 和也



環境影響評価指針の一部改正について（答申）

平成 24 年 6 月 15 日付け 24 環活第 136 号の諮問については、別添のとおりお答えします。

# 環境影響評価指針

## 目次

- 第1 趣旨
- 第2 用語
- 第3 計画段階配慮事項の選定等に関する指針
- 第4 位置等に関する複数案の設定
- 第5 計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握
- 第6 計画段階配慮事項の選定
- 第7 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法
- 第8 計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法
- 第9 計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法
- 第10 計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法
- 第11 配慮書に係る意見の聴取に関する指針
- 第12 配慮書に係る意見の聴取の方法等
- 第13 配慮書の公告、縦覧等
- 第14 環境影響評価の項目等の選定に関する指針
- 第15 環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握
- 第16 環境影響評価の項目の選定
- 第17 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法
- 第18 参考手法
- 第19 環境影響評価の項目に係る調査の手法
- 第20 環境影響評価の項目に係る予測の手法
- 第21 環境影響評価の項目に係る評価の手法
- 第22 環境保全措置に関する指針
- 第23 環境保全措置の検討
- 第24 検討結果の検証
- 第25 検討結果の整理
- 第26 事後調査の実施
- 第27 事後調査の項目等の選定に関する指針
- 第28 計画の立案の段階における決定事項
- 第29 方法書の作成
- 第30 準備書の作成
- 第31 評価書の作成
- 第32 報告書の作成
- 第33 環境影響を受ける範囲と認められる地域

(趣旨)

第1 この指針は、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）

第4条第1項の規定に基づき、同条第2項各号に掲げる事項について定めるものとする。

(用語)

第2 この指針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(計画段階配慮事項の選定等に関する指針)

第3 配慮書対象事業に係る条例第4条第2項第1号に規定する計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、第4から第10までに定めるところによる。

(位置等に関する複数案の設定)

第4 配慮書事業者（都市計画決定権者を含む。以下第13までにおいて同じ。）は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 配慮書事業者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置又は配慮書対象事業の規模に関する複数の案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、配慮書対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために配慮書対象事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

3 配慮書事業者は、第一項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮書対象事業に代わる事業の実施により当該配慮書対象事業の目的が達成される場合その他の配慮書対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにするものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)

第5 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす配慮書対象事業の内容（以下第9までにおいて「事業特性」という。）並びに配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の自然的・社会的状況（以下第9までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

(1) 事業特性に関する情報

ア 配慮書対象事業の種類（愛知県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛知県規則第74号。以下「規則」という。）別表第1の上欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる内容をいう。）

イ 配慮書対象事業の規模（規則別表第1の上欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模に相当するものをいう。）

ウ 配慮書対象事業実施想定区域の位置

エ 配慮書対象事業の諸元（規則別表第2及び第3の上欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞ

れ同表の中欄に掲げる事業の諸元に相当するものその他の主な諸元をいう。)

- オ 配慮書対象事業に係る工事の実施に係る工法、期間、工程計画その他の工事計画の概要  
カ その他配慮書対象事業に関する事項

(2) 地域特性に関する情報

ア 自然的状況

- (ア) 気象、大気質その他の大気に係る環境の状況（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）  
(イ) 騒音に係る環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）  
(ウ) 振動に係る環境の状況  
(エ) 悪臭に係る環境の状況  
(オ) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）  
(カ) 地形及び地質の状況  
(キ) 地盤、地下水及び土壤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）  
(ク) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況  
(ケ) 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況及び地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

イ 社会的状況

- (ア) 人口及び産業の状況  
(イ) 土地利用の状況  
(ウ) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況  
(エ) 交通の状況  
(オ) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置 の概況  
(カ) 下水道の整備の状況  
(キ) 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容  
(ク) その他配慮書対象事業に関し必要な事項

2 配慮書事業者は、前項第2号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、配慮書事業者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するものとする。

（計画段階配慮事項の選定）

第6 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、第5の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、配慮書対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。

2 配慮書事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

- (1) 配慮書対象事業に係る工事の実施（配慮書対象事業の一部として、配慮書対象事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）
- (2) 配慮書対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在
- (3) 配慮書対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であって配慮書対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。規則別表第1の9の項の上欄に掲げる事業の種類であって同表の下欄に掲げる要件に該当するものを除く。）

3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

- (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 大気質

イ 騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）

ウ 振動

エ 悪臭

オ 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）

カ 水底の底質

キ 地形及び地質

ク 地盤・土壤

ケ 地下水の状況及び地下水質

コ 日照阻害

サ その他の環境要素

- (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 動物

イ 植物

ウ 生態系

- (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 景観

イ 人と自然との触れ合いの活動の場

ウ 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

ア 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）

イ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

4 配慮書事業者は、第1項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

5 配慮書事業者は、第1項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、第1項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）として選定した理由を明らかにできるよう整理するものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法）

第7 配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法（以下第7において「手法」という。）は、配慮書事業者が、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定事項の特性及び配慮書対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を踏まえ、第8から第10までに定めるところにより選定するものとする。

(1) 第6第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

(2) 第6第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(3) 第6第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。

ア 自然林、湿原、藻場、干潟、自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないもの  
その他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境

イ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの

ウ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟、土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

エ 都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境

- (4) 第6第3項第3号アに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、景観資源の分布状況及び眺望の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- (5) 第6第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- (6) 第6第3項第3号ウに掲げる環境要素に係る選定事項については、歴史的な町並み、伝統文化その他の市民生活の精神的なよりどころとなる歴史的文化的な環境の程度を把握できること。
- (7) 第6第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。
- 2 配慮書事業者は、手法を選定するに当たっては、第5の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 3 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。
- 4 配慮書事業者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法)

第8 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、第7に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

- (1) 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
- (2) 調査の基本的な手法 国、県又は関係する市町村が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査、踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
- (3) 調査の対象とする地域（以下第9において「調査地域」という。） 配慮書対象事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認

## められる地域

- 2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。
- 3 配慮書事業者は、第1項の規定により現地調査、踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。
- 4 配慮書事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

### (計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法)

第9 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

- (1) 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、可能な限り定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）
- (2) 予測の対象とする地域（第2項において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域
- 2 配慮書事業者は、前項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。
- 3 配慮書事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、配慮書対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

### (計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法)

第10 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 第4第1項の規定により位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該設定されている

案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。

- (2) 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、配慮書対象事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、配慮書事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。
- (3) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、配慮書対象事業に係る工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- (4) 配慮書事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(配慮書に係る意見の聴取に関する指針)

第11 配慮書対象事業に係る条例第4条第2項第2号に規定する計画段階配慮事項についての検討に当たって一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、第12及び第13に定めるところによる。

(配慮書に係る意見の聴取の方法等)

第12 配慮書事業者は、条例第4条の5の規定により意見を求める場合は、その理由を明らかにするものとする。

- 2 配慮書事業者は、配慮書対象事業の計画の立案を段階的に行う場合にあっては、当該立案の過程において、配慮書対象事業に係る配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を複数回求めるよう努めるものとする。
- 3 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る配慮書の案について条例第4条の5の規定により意見を求めるよう努めるものとする。
- 4 知事は、条例第4条の7第1項の規定により意見を述べるときは、次に掲げる意見及び見解に配意するよう努めるものとする。

- (1) 配慮書に、配慮書の案についての一般の意見の概要及び当該意見に対する配慮書事業者の見解が記載されている場合には、当該配慮書に記載された意見及び配慮書事業者の見解
- (2) 条例第4条の6の規定により書類が送付された場合には、当該書類に記載された意見及び配慮書事業者の見解

(配慮書の公告及び縦覧等)

第13 配慮書事業者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して30日以上の期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- (1) 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の

- 所在地)
- (2) 配慮書対象事業の名称、種類及び規模
  - (3) 配慮書対象事業実施想定区域
  - (4) 配慮書の案及びこれを要約した書類（以下「配慮書の案等」という。）又は配慮書等の縦覧等の方法及び期間
  - (5) 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
  - (6) 前号の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
- 2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
- (1) 官報への掲載
  - (2) 愛知県公報への掲載
  - (3) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報に掲載すること。
  - (4) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 3 第1項の規定により配慮書の案等又は配慮書等を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の収集の便を考慮して定めるものとする。
- (1) 配慮書事業者の事務所
  - (2) 愛知県庁内管理規則（昭和36年愛知県規則第50号）第2条第1項に規定する庁舎
  - (3) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な施設
- 4 第1項の規定による配慮書の案等又は配慮書等の公表は、配慮書事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。
- 5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第1項の配慮書事業者が定める期間内に、配慮書事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。
- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称
  - (3) 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見
- 6 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。
- （環境影響評価の項目等の選定に関する指針）
- 第14 対象事業に係る条例第4条第2項第3号に規定する環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、第15から第21までに定めるところによる。
- （環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）
- 第15 第5の規定は、対象事業に係る条例第4条第2項第3号に規定する環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、第5中「配慮書事業者」とあるのは「事業者（都市計画決定権者を含む。以下第25まで及び第29から第31まで

において同じ。)」と、第5第1項中「、当該検討を」とあるのは「、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を」と、「当該検討に」とあるのは「当該選定に」と、「配慮書対象事業の」とあるのは「対象事業の」と、「第9まで」とあるのは「第19まで、第20第1項、第20第3項において読み替えて準用する第9第2項及び第26」と、「配慮書対象事業実施想定区域」とあるのは「対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)」と、「内容をいう」とあるのは「内容をいう。第17第1項第1号において同じ」と、「ものをいう」とあるのは「ものをいう。第17第1項第2号において同じ」と、「諸元をいう」とあるのは「諸元をいう。第17第1項第4号において同じ」と、「配慮書対象事業に係る工事の実施」とあるのは「対象事業に係る工事の実施(以下「工事の実施」という。)」と、「配慮書対象事業に関する」とあるのは「対象事業に関する」と、第5第2項中「前項第2号」とあるのは「第15において読み替えて準用する前項第2号」と、「整理するものとする」とあるのは、「整理するとともに、必要に応じ、県又は関係する市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と読み替えるものとする。

- 2 事業者は、前項において読み替えて準用する第5第1項第1号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

#### (環境影響評価の項目の選定)

第16 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第1に掲げる影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業者は、同表においてその影響を受けるおそれがある環境要素に係る項目(以下「参考項目」という。)を勘案しつつ、第15第1項において読み替えて準用する第5及び第15第2項の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

- (1) 工事の実施(対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)
  - (2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在(別表第1において「土地又は工作物の存在」という。)
  - (3) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの(当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。規則別表第1の9の項の上欄に掲げる事業の種類であって同表の下欄に掲げる要件に該当するもの(第20第1項第4号及び別表第1において「埋立事業等」という。)を除く。別表第1において「土地又は工作物の供用」という。)
- 3 第6第3項の規定は前項の規定による検討について、第6第4項及び第5項の規定は第1項の規

定による項目の選定についてそれぞれ準用する。この場合において、第6第4項及び第5項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第1項」とあるのは「第16第1項」と、第6第5項中「第1項の規定により選定した事項（以下「選定事項」とあるのは「第16第1項の規定により選定した項目（以下「選定項目」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。

(1) 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

5 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ選定項目の見直しを行うものとする。

（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）

第17 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法（以下第17において「手法」という。）

は、事業者が、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を踏まえ、第18から第21までに定めるところにより選定するものとする。

(1) 第16第3項において準用する第6第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

(2) 第16第3項において準用する第6第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(3) 第16第3項において準用する第6第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴付ける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。別表第2において同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第2において同じ。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第2において同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

(4) 第16第3項において準用する第6第3項第3号アに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、景観資源の分布状況及び眺望の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(5) 第16第3項において準用する第6第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(6) 第16第3項において準用する第6第3項第3号ウに掲げる環境要素に係る選定項目については、歴史的な町並み、伝統文化その他の市民生活の精神的なよりどころとなる歴史的文化的な環境の程度を把握できること。

(7) 第16第3項において準用する第6第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報及びその結果を最大限に活用するものとする。

3 事業者は、手法を選定するに当たっては、第15第1項において読み替えて準用する第5及び第15第2項の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

4 事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行うものとする。

5 事業者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

#### (参考手法)

第18 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定に当たっては、各参考項目ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この項及び別表第2において「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第15第1項において読み替えて準用する第5及び第15第2項の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、最適な手法を選定するものとする。

2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとする。

(1) 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

(3) 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

(4) 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考となる調査の手法より簡単な方法で収集できることが明らかであること。

3 第1項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

- (1) 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。
- (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
  - ア 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
  - イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
  - ウ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(環境影響評価の項目に係る調査の手法)

第19 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、第18に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

- (1) 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
  - (2) 調査の基本的な手法 国、県又は関係する市町村が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
  - (3) 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） 対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
  - (4) 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（第2項において読み替えて準用する第8第4項及び別表第2において「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点
  - (5) 調査に係る期間、時期又は時間帯（第2項において読み替えて準用する第8第4項及び別表第2において「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯
- 2 第8第2項から第4項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、第8第2項中「前項第2号」とあるのは「第19第1項第2号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、第8第3項及び第4項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第1項」とあるのは「第19第1項」と、第8第3項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、第8第4項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点

及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

- 3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を選定するものとする。
- 4 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

(環境影響評価の項目に係る予測の手法)

第20 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第18に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

- (1) 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）
  - (2) 予測の対象とする地域(第3項において読み替えて準用する第9第2項及び別表第2において「予測地域」という。) 調査地域のうちから適切に選定された地域
  - (3) 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第2において「予測地点」という。）選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点
  - (4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第2において「予測対象時期等」という。）工事の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動の開始（以下「供用開始」という。）後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）並びに工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯（埋立事業等にあっては、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯）
- 2 前項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。
  - 3 第9第2項及び第3項の規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用

する。この場合において、第9第2項及び第3項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第1項」とあるのは「第20第1項」と、第9第2項中「条件」とあるのは「条件、予測で用いた原単位及び係数」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、第9第3項中「配慮書対象事業」とあるのは「対象事業」と、「するものとする」とあるのは「するものとする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする」と読み替えるものとする。

4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、県又は関係する市町村が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

#### (環境影響評価の項目に係る評価の手法)

第21 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 調査及び予測の結果並びに第23第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。
- (2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- (3) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

#### (環境保全措置に関する指針)

第22 対象事業に係る条例第4条第2項第4号に規定する環境の保全のための措置に関する指針については、第23から第26までに定めるところによる。

#### (環境保全措置の検討)

第23 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環

境影響に係る環境要素に関する国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

（検討結果の検証）

第24 事業者は、第23第1項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

（検討結果の整理）

第25 事業者は、第23第1項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

- (1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
- (2) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (3) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
- (4) 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- (5) 代償措置にあっては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容
- (6) 代償措置にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

- 2 事業者は、第23第1項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるように整理するものとする。また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行った場合には、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

（事後調査の実施）

第26 事業者は、次に掲げる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは事後調査を行うものとする。

- (1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合
- (2) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- (3) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
- (4) 環境要素に係る環境影響を受けやすい地域において事業を実施する場合

- (5) 環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域において事業を実施する場合
- (6) 環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域において事業を実施する場合

(事後調査の項目等の選定に関する指針)

第27 対象事業に係る条例第4条第2項第5号に規定する事後調査の項目及び当該項目に係る調査の手法を選定するための指針については、次に定めるところによる。

- 2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
    - (1) 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
    - (2) 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
    - (3) 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
    - (4) 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。
  - 3 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。
    - (1) 事後調査を行うこととした理由
    - (2) 事後調査の項目及び手法
    - (3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
    - (4) 県又は関係する市町村その他の事業者以外の者（以下この号において「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容
    - (5) 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
    - (6) 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項
  - 4 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意するものとする。
- (計画の立案の段階における決定事項)
- 第28 条例第4条第2項第6号に規定する配慮書対象事業に係る計画の立案の段階における決定事項は、計画段階配慮事項の検討に資する諸元を含むものであって、配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関するものとする。
- (方法書の作成)

第29 事業者は、条例第5条第1項の規定により対象事業に係る方法書に同項第2号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 対象事業の種類
  - (2) 対象事業の規模
  - (3) 対象事業実施区域の位置
  - (4) 対象事業の諸元
  - (5) 事業計画の策定時における環境配慮事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。
- 3 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第3号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を、第15条第1項第2号に掲げる事項の区分に応じて記載するものとする。
- 4 事業者は、対象事業に係る方法書に第1項第3号に掲げる事項及び前項の規定により把握した結果を図面において示す場合には、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。
- 5 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第7号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 6 事業者は、条例第5条第3項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、対象事業に係る方法書において、その旨を明らかにするものとする。

#### （準備書の作成）

- 第30 事業者は、条例第13条第1項の規定により対象事業に係る準備書に条例第5条第1項第2号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 第29第1項第1号から第5号までに掲げる事項
  - (2) 対象事業の主要設備及び工作物の配置計画その他の土地の利用に関する事項
  - (3) 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要
  - (4) 切土、盛土その他の土地の形状の変更に関する計画の概要
  - (5) 土石の捨て場又は採取場を設置する場合にあっては、当該土石の捨て場又は採取場に関する事項
  - (6) 供用開始後の定常状態における主要設備及び工作物の稼働状況に関する事項
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 第29第2項から第6項までの規定は、条例第13条第1項の規定により事業者が対象事業に係る準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第29第3項中「資料」とあるのは「資料及び必要に応じ県又は関係する市町村、専門家その他の第15第1項において読み替えて準用する

第5第1項第2号に掲げる情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地の状況の確認」と、第29第4項中「前項」とあるのは「第30第2項において準用する前項」と、第29第5項中「条例第5条第1項第7号」とあるのは、「条例第13条第1項第5号」と、第29第6項中「条例第5条第3項」とあるのは、「条例第13条第2項において準用する条例第5条第3項」と読み替えるものとする。

- 3 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第7号イに掲げる事項を記載するに当たっては、第19第2項において読み替えて準用する第8第4項並びに第20第3項において読み替えて準用する第9第2項及び第3項において明らかにできるようにするものとされた事項、第19第4項において比較できるようにするものとされた事項、第20第4項において明らかにできるよう整理するものとされた事項並びに第21において明らかにできるようにすることに留意するものとされた事項の概要を併せて記載するものとする。
- 4 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第7号ロに掲げる事項を記載するに当たっては、第23の規定による検討の状況、第24の規定による検証の結果、第25第1項各号に掲げる事項及び第25第2項の規定による具体的な内容を記載するものとする。この場合において、条例第13条第1項第7号ロに掲げる環境の保全のための措置を講ずることとするに至った検討の状況については、その検討の経緯及び事業位置、基本的構造、工期及び運用条件等の内容を明らかにするものとする。
- 5 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第7号ハに掲げる事項を記載するに当たっては、同号イ及びロ並びに同項第9号に掲げる事項の概要を一覧できるよう取りまとめて記載するものとする。
- 6 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第9号に掲げる事項を記載するに当たっては、第27第3項の規定により明らかにされた事項を記載するものとする。

(評価書の作成)

第31 第30の規定は、条例第21条第2項の規定により事業者が対象事業に係る評価書を作成する場合について準用する。

- 2 事業者は、条例第21条第2項の規定により対象事業に係る評価書を作成するに当たっては、対象事業に係る準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

(報告書の作成)

第32 事業者（法第2条第5項に規定する事業者を含む。次項において同じ。）は、条例第30条第2項の規定による対象事業に係る報告書には、条例第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事後調査の項目及び手法
- (2) 事後調査の結果
- (3) 第26第1号から第3号までに掲げる場合において講ぜられた措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (4) 第2号の結果により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (5) 専門家の助言を受けた場合はその内容と専門分野等（可能な限り、専門家の所属機関の種別を

含めるものとする。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、事後調査に関し必要な事項

- 2 事業者は、事後調査が終了するまでの間に事業主体が他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容を、報告書に記載するものとする。

(環境影響を受ける範囲と認められる地域)

第33 条例第4条の4に規定する配慮書対象事業に関すると認められる地域は、計画段階配慮事項の検討の結果によって、位置等に関する複数案について1以上の環境要素に係る重大な環境影響を受けるおそれがあると認められる地域（第7第3項の規定により計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行った場合は、当該事項に係る環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を含む。）とする。

- 2 対象事業に係る条例第6条に規定する環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
- 3 対象事業に係る条例第14条に規定する関係地域は、環境影響評価の結果によって1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

別表第1 参考項目（第16関係）

影響要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在	土地又は工作物の供用					
		資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削、盛土等の土工		自動車の走行	休憩所の供用	列車及び車両の走行	駅舎及び車両基地の供用	航空機の運航	飛行場の施設の供用
環境要素の区分  環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物	○*1								
		窒素酸化物	○	○		○			○	○	
		浮遊粒子状物質	○			○			○	○	
		粉じん等	○	○	○						
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○							
		道路交通騒音	○			○					
		鉄道騒音						○			
		航空機騒音							○		
	振動	建設作業等振動		○							
		道路交通振動	○			○					
		鉄道振動						○			
	水質	水素イオン濃度		○*1							
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)					○	○	○	○	○
		水の濁り(浮遊物質量)		○		○		○			○
		溶存酸素量									○
		富栄養化					○	○	○	○	○
	水底の底質			○*1							
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○					
	地盤・土壤	地盤環境(地盤の安定性)		○*1	○*1						
		地盤環境(地盤沈下)		○*1	○*1						
	土壤環境			○							
	地下水の状況及び地下水質	地下水の状況		○	○						
		地下水質			○						
	日照阻害				○*2						
	その他の環境要素	水温									○
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○	○				
	植物	重要な種及び群落			○	○					
	生態系	地域を特徴付ける生態系			○	○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○			○				
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況			○			○				
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	残土その他の副産物			○						
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○							

備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを参考項目として示すものである。  
 2 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。  
 3 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。  
 4 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。  
 5 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。  
 6 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。  
 7 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。  
 8 「線的開発(内陸)」とは、条例別表第1号、第3号及び第4号に掲げる事業の種類をいう。  
 9 「線的開発(水面)」とは、条例別表第2号に掲げる事業の種類をいう。

注 \* 1は線的開発(水面)に、\* 2は工作物等の存在について参考項目として適用する。

影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在	土地又は工作物の供用					
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削、盛土等の土工	立地地形及び工並びに作物等造成地、在埋	ばい煙の排出	機械等の稼働	風力発電設備の稼働	污水の排出	冷温排水	搬製品、廃棄物等の搬入及び
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物					○					
		窒素酸化物	○	○			○					○
		浮遊粒子状物質	○				○					○
		粉じん等	○	○	○							
		有害物質等					○					
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○				○	○			
		道路交通騒音	○									○
		低周波音							○			
	振動	建設作業等振動		○				○				
		道路交通振動	○									○
	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)								○		
		水の濁り(浮遊物質量)			○							
		富栄養化								○		
		有害物質等								○		
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○						
	地盤・土壤	土壤環境			○							
	地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○						
		地下水質				○						
	日照阻害					○*						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	その他の環境要素	流向及び流速									○	
		水温									○	
	風車の影							○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○			○	○			
		海域に生息する動物										○
	植物	重要な種及び群落		○	○				○			
		海域に生育する植物										○
	生態系	地域を特徴付ける生態系			○	○			○	○	○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○						
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○						
		地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	○			○						
	廃棄物等	廃棄物						○			○	
		残土その他の副産物			○							
		温室効果ガス等	○	○				○				

- 備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを参考項目として示すものである。
- 2 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3 「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音及び超低周波音(周波数20ヘルツ以下の音)をいう。
- 4 「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象(シャドーフリッッカー)をいう。
- 5 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
- 6 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 7 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 10 「点的開発」とは、条例別表第5号、第6号(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場を除く。)、第7号及び第8号に掲げる事業の種類をいう。

注 \*は工作物等の存在について参考項目として適用する。

影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在	土地又は工作物の供用							
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削、盛土等の土工		廃棄物の最終処分				面的開発			
環境要素の区分			廃棄物の搬入	埋立用機械等の稼働	廃棄物の存在・分解	汚水の排出	ばい煙の排出	汚水の排出	機械等の稼働	搬出品、廃棄物等の搬入及び	環境に負荷を与える活動	鉱物行為の掘採又は土石の採取		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物	○*1						○					
		窒素酸化物	○	○			○		○		○			
		浮遊粒子状物質	○			○		○		○		○		
		粉じん等	○	○	○		○			○*5	○*5		○	
		有害物質等							○*5					
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○			○				○			
		道路交通騒音	○			○					○			
	振動	建設作業等振動		○			○			○				
		道路交通振動	○			○					○			
	悪臭						○							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	水質	水素イオン濃度		○*1					○*5					
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)			○*2			○	○					
		水の濁り(浮遊物質量)		○			○	○		○*5				
		富栄養化						○	○					
		有害物質等						○	○*5					
	地形及び地質	水底の底質		○*1					○*5					
		重要な地形及び地質				○								
		地盤環境(地盤の安定性)			○*3	○*3							○	
	地盤・土壤	地盤環境(地盤沈下)		○*3	○*3								○	
		土壤環境		○									○	
	地下水の状況及び地下水質	地下水の状況		○	○								○	
		地下水質				○							○	
	日照阻害					○*4								
		流向及び流速			○*2									
	その他の環境要素	水温												
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○			○	○				○	
		海域に生息する動物				○*2								
	植物	重要な種及び群落		○	○			○	○				○	
		海域に生育する植物				○*2								
	生態系	地域を特徴付ける生態系		○	○			○	○				○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○								
		人と自然との触れ合いの活動の場	○			○	○							
	温室効果ガス等	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	○			○	○							
		廃棄物											○	
		残土その他の副産物			○								○*5	

備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを参考項目として示すものである。

2 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

3 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。

4 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

5 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

6 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

7 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

8 「廃棄物の最終処分」とは、条例別表第6号に掲げる事業の種類のうち一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場をいう。

9 「面的開発」とは、条例別表第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号に掲げる事業の種類をいう。

注 \* 1は廃棄物の最終処分、埋立事業等及び面的開発に係る対象事業に、\* 2は埋立事業等に、\* 3は廃棄物の最終処分及び面的開発に係る対象事業に、\* 4は工作物等の存在に、\* 5は条例別表第18号に掲げる事業について参考項目として適用する。

## 別表第2 参考手法（第18関係）

参考項目		参考手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
硫黄酸化物	工事の実施 建設機械の稼働等  土地又は工作物の供用 ばい煙の排出	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況 　　二酸化硫黄に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 　　気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法</p> <p>大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>7 予測地域</p> <p>調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等</p> <p>次のうち、いずれかの時期とする。</p> <p>(1) 建設機械の稼働等による硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
窒素酸化物	工事の実施 資材等の搬入及び搬出  建設機械の稼働等  土地又は工作物の供用 自動車の走行 航空機の運航	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況 　　二酸化窒素に係る環境基準に規定する窒素酸化物の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 　　気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p>

		<p>3 調査地域 　　窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 　　窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 　　窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 　　大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>7 予測地域 　　調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 　　窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 　　次のうち、いずれかの時期とする。</p> <p>(1) 資材等の搬入及び搬出に用いる自動車の運行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 建設機械の稼働等による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(3) 計画交通量の発生が見込まれる時期</p> <p>(4) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
浮遊粒子状物質	工事の実施 資材等の搬入及び搬出  土地又は工作物の供用 自動車の走行  航空機の運航  飛行場の施設の供用  ばい煙の排出  製品、廃棄物等の搬入及び搬出  廃棄物の搬入	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>　　文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報についてはそれぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 　　大気の汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法</p> <p>(2) 気象の状況 　　気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域 　　浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 　　浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 　　浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 　　大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>7 予測地域 　　調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

		<p>8 予測地点</p> <p>浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等</p> <p>次のうち、いずれかの時期とする。</p> <p>(1) 資材等の搬入及び搬出に用いる自動車の運行による浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 計画交通量の発生が見込まれる時期</p> <p>(3) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
粉じん等	工事の実施 資材等の搬入 及び搬出 建設機械の稼働等 掘削、盛土等の土工 土地又は工作物の供用 埋立用機械等の稼働 機械等の稼働 製品、廃棄物等の搬入及び搬出 鉱物の掘採又は土石の採取の行為	<p>1 調査すべき情報</p> <p>気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域</p> <p>調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等</p> <p>次のうち、いずれかの時期とする。</p> <p>(1) 資材等の搬入及び搬出に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 建設機械の稼働等による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(3) 掘削、盛土等の土工による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(4) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
有害物質等	土地又は工作物の供用 ばい煙の排出	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 有害物質等の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>有害物質等の拡散の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>有害物質等の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>

		<p>5 調査期間等</p> <p>有害物質等の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域</p> <p>調査地域のうち、有害物質等の拡散の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点</p> <p>有害物質等の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等</p> <p>事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
建設作業等 騒音	工事の実施 建設機械の稼働等	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 騒音の状況</p> <p>(2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>7 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等</p> <p>建設機械の稼働等による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
土地又は工作物 の供用 機械等の稼働 風力発電設備 の稼働 埋立用機械等 の稼働		<p>1 調査すべき情報</p> <p>騒音の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p>

		<p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
道路交通騒音	工事の実施 資材等の搬入及び搬出  土地又は工作物の供用 自動車の走行  製品、廃棄物等の搬入及び搬出  廃棄物の搬入	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 沿道の状況 (3) 対象事業により新設又は改築される道路の沿道の状況 (4) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（道路交通騒音の状況については騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いたるものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 (1) 資材等若しくは製品、廃棄物等の搬入及び搬出に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 計画交通量の発生が見込まれる時期</p>
鉄道騒音	土地又は工作物の供用 列車及び車両の走行	<p>1 調査すべき情報 騒音の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については</p>

		<p>それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。) の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について(平成7年12月20日環境庁在来鉄道騒音指針検討会)に準拠した騒音の測定方法</p> <p>(2) 新幹線鉄道又は新幹線鉄道規格新線に係る鉄道施設の改良の事業にあっては新幹線鉄道騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
航空機騒音	<p>土地又は工作物の供用</p> <p>航空機の運航</p>	<p>1 調査すべき情報 騒音の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(飛行場及びその施設の設置の事業にあっては騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を、飛行場及びその施設の変更の事業にあっては航空機騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則(昭和49年運輸省令第6号)第1条第1項に規定する算定方法若しくは、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則(昭和49年総理府令第43号)第1条に規定する算定方法</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>

低周波音	土地又は工作物の供用 風力発電設備の稼働	<p>1 調査すべき情報            (1) 低周波音の状況            (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報（低周波音の状況について            は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁大気保全局平成            12年10月）に準拠した測定の方法を用いられたものとする。）の収集並び            に当該情報の整理及び解析。</p> <p>3 調査地域            音の伝搬の特性を踏まえて低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあ            ると認められる地域</p> <p>4 調査地点            音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における低周波音に係る環境影響を            予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地            点</p> <p>5 調査期間等            音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における低周波音に係る環境影響を            予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期            間、時期及び 時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法            事例の引用又は音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>7 予測地域            調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて低周波音に係る環境影響を            受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点            音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における低周波音に係る環境影響を            的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等            事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
建設作業等 振動	工事の実施 建設機械の稼 働等	<p>1 調査すべき情報            (1) 振動の状況            (2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理            及び解析</p> <p>3 調査地域            振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあ            ると認められる地域</p> <p>4 調査地点            振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予            測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等            振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予            測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期            間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法            事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域            調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受            けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点            振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的            確に把握できる地点</p>

		<p>9 予測対象時期等 建設機械の稼働等による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
土地又は工作物の供用 機械等の稼働 埋立用機械等の稼働		<p>1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
道路交通振動	工事の実施 資材等の搬入及び搬出  土地又は工作物の供用 自動車の走行  製品、廃棄物等の搬入及び搬出  廃棄物の搬入	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通振動の状況 (2) 沿道の状況 (3) 対象事業により新設又は改築される道路の沿道の状況 (4) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 (5) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>7 予測地域</p>

		<p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。</p> <p>(1) 資材等若しくは製品、廃棄物等の搬入及び搬出に用いる自動車の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 計画交通量の発生が見込まれる時期</p>
鉄道振動	土地又は工作物の供用 列車及び車両の走行	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 振動の状況</p> <p>(2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
悪臭	土地又は工作物の供用 廃棄物の存在・分解	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 悪臭の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（臭気指数については、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第1条の規定により環境大臣が定める方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる区域</p> <p>4 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査区域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査区域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる</p>

		<p>期間、時期又は時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測区域 調査区域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる区域</p> <p>8 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて予測区域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
水素イオン濃度	工事の実施 掘削、盛土等の土工  土地又は工作物の供用 汚水の排出	<p>1 調査すべき情報 水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（水素イオン濃度の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する水素イオン濃度の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる区域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 工事による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>
水の汚れ	土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在  土地又は工作物の供用 休憩所の供用  駅舎及び車両基地の供用  飛行場の施設	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 国又は関係する地方公共団体による水質に係る規制等の状況</p> <p>(2) 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況（その調査時における流量の状況を含む。）、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況</p> <p>(3) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の</p>

	の供用 ダムの堤体、 堰の護岸等の 供用 汚水の排出	<p>汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。</p> <p>(1) 埋立てにあっては護岸の工事及び埋立ての工事、干拓にあっては干拓の工事がしうん功した時期</p> <p>(2) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
水の濁り	工事の実施 掘削、盛土等 の土工  土地又は工作物 の供用 休憩所の供用  駅舎及び車両 基地の供用  ダムの堤体、 堰の護岸等の 供用  汚水の排出	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。） (2) 流れの状況 (3) 土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の土砂による水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。</p> <p>(1) 工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>

		(2) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期
溶存酸素量	土地又は工作物の供用 ダムの堤体、 堰の護岸等の供用	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 溶存酸素量の状況</p> <p>(2) 水温の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（溶存酸素量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する溶存酸素量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶存酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法</p> <p>溶存酸素の物質の收支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点</p> <p>流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて予測地域における溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等</p> <p>事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
富栄養化	土地又は工作物の供用 ダムの堤体、 堰の護岸等の供用	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 富栄養化に係る事項及びその調査時における流量の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>(3) 水温の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（富栄養化に係る事項のうち、水質汚濁に係る環境基準のあるものの状況については、当該環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の富栄養化の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>

		<p>6 予測の基本的な手法 統計的手法、富栄養化に係る物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
	<p>土地又は工作物の供用 休憩所の供用 駅舎及び車両基地の供用 飛行場の施設の供用 汚水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 全窒素及び全燐の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、全窒素及び全燐の状況の情報については環境基準において定められた全窒素及び全燐に係る水質の汚濁についての測定の方法</p> <p>3 調査地域 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 全窒素及び全燐に係る物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
有害物質等	<p>土地又は工作物の供用 汚水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 有害物質等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、環境基準の定められた項目は環境基準において定められた有害物質等に係る水質の汚濁についての測定の方法</p> <p>3 調査地域 有害物質等の拡散の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 有害物質等の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p>

		<p>有害物質等の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 有害物質等の物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、有害物質等の拡散の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 有害物質等の拡散の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
水底の底質	工事の実施 掘削、盛土等 の土工  土地又は工作物 の供用 汚水の排出	<p>1 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 しゅんせつ工事等により水底の状況が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 調査地域における底質の状況を把握するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 底質の状況を把握するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 有害物質の拡散の特性を踏まえてしゅんせつ工事等による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 しゅんせつ工事等による有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
重要な地形 及び地質	土地又は工作物 の存在  地形改変並び に造成地、埋 立地及び工作 物等の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 地形及び地質の状況 (2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>

		<p>6 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布及び成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 重要な地形及び地質の特性を踏まえて地形及び地質に係る環境影響を適切に予測できる時期</p>
地盤環境 (地盤の安定性)	工事の実施 掘削、盛土等の土工  土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在  土地又は工作物の供用 鉱物の掘採又は土石の採取の行為	<p>1 調査すべき情報 (1) 地形、地質及び地盤の状況 (2) 地盤の安定性の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 地盤環境の特性を踏まえた調査地域における地盤の安定性の予測 地盤の安定性に関する地盤工学的解析若しくは事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地盤環境が影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地盤環境 (地盤沈下)	工事の実施 掘削、盛土等の土工  土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在  土地又は工作物の供用 鉱物の掘採又は土石の採取	<p>1 調査すべき情報 (1) 地形、地質及び地盤の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地下水の水位低下による地盤沈下の状況 (4) 荷重増加による地盤沈下の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて荷重の増加又は地下水の水位低下によって地盤沈下が生じるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて荷重の増加又は地下水の水位低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>

	の行為	<p>5 調査期間等 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて荷重の増加又は地下水の水位低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は地盤の圧密に関する事例の引用又は解析地盤沈下の時間的進行状況と最終沈下の状況の予測</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地形、地質及び地盤の特性を踏まえて荷重増加又は地下水の水位低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて荷重の増加又は地下水の水位低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて荷重の増加又は地下水の水位低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
土壤環境	工事の実施 掘削、盛土等 の土工  土地又は工作物 の供用  鉱物の掘採又 は土石の採取 の行為	<p>1 調査すべき情報 (1) 土壤の分布と特性 (2) 土地利用及び居住状況 (3) 有害物質による汚染状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地形の改変を受ける地域及び地質の特性を踏まえて土壤汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地形の改変により影響を受ける土壤の範囲を把握するとともに地質の特性を踏まえて調査地域における土壤汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における土壤汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 土壤汚染に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地形が改変される地域及び地質の特性を踏まえて土壤汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における土壤汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 土壤環境については地形改変後の供用の時期とし、土壤汚染については残留性、蓄積性の汚染であることに留意し、施設の供用が定常状態にあるなど、土壤汚染に係る環境影響を適切に予測できる時期</p>
地下水の状況	工事の実施 掘削、盛土等 の土工  土地又は工作物 の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 地形、地質及び地盤の状況 (2) 地下水の状況 (3) 地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理</p>

	<p>地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用 鉱物の掘採又は土石の採取の行為</p>	<p>及び解析</p> <p>3 調査地域 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて地下水の地下水位や地下水流動などの状況が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて調査地域における地下水の状況に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて調査地域における地下水の状況への環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地形、地質及び地盤の特性を踏まえて地下水の状況が影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて予測地域における地下水の状況に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 (1) 工事により地下水への影響が最大となる時期 (2) 施設が供用されて地下水への影響が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
地下水質	<p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用 鉱物の掘採又は土石の採取の行為</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 地下水質の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地質の状況 (4) 地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 地下水質の物質の收支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水質に係る環境影響を受けおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 施設が供用されて地下水質に係る環境影響が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>

日照阻害	土地又は工作物の存在 工作物等の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>3 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p> <p>5 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>6 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>7 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照阻害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>8 予測対象時期等 施設の設置が完了するなど、日照阻害に係る環境影響を適切に予測できる時期</p>
流向及び流速	土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在  土地又は工作物の供用 冷温排水	<p>1 調査すべき情報 流況の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は水理模型実験</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 (1) 流向及び流速に係る環境影響を的確に把握できる時期 (2) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
水温	土地又は工作物の供用 ダムの堤体、 堰の護岸等の供用	<p>1 調査すべき情報 (1) 水温及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>

冷温排水	<p>3 調査地域 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域若しくは冷却水の取水口の前面</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 熱の収支に関する計算、数理モデルによる数値計算、水理模型実験、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
風車の影	<p>土地又は工作物の供用 風力発電設備の稼働</p> <p>1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>3 調査地域 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態にあるなど、風車の影に係る環境影響を適切に予測できる時期</p>
(動物) 重要な種及び注目すべき生息地	<p>工事の実施 建設機械の稼働等</p> <p>1 調査すべき情報 (1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 (2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 (3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動</p>

堀削、盛土等の土工 土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在 土地又は工作物の供用 自動車の走行 汚水の排出 鉱物の掘採又は土石の採取の行為	物の種の生息の状況及び生息環境の状況 (4) 代償措置を検討する場合における対象となる動物の特性や、現生息地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域並びに動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる周辺地域 4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 6 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 7 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 8 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
土地又は工作物の供用 風力発電設備の稼働	1 調査すべき情報 (1) 哺乳類及び鳥類に関する動物相の状況 (2) 動物の重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域並びに動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる周辺地域 4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 6 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 7 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 8 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期

海域に生息する動物	土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在  冷温排水	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 魚等の遊泳動物、潮間帶生物（動物）、底生生物（動物）、動物プランクトン、卵・稚仔（以下「海生動物」という。）の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2) 干潟、藻場の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>(3) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>(4) 代償措置を検討する場合における対象となる動物の特性や、現生息地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域並びに動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる周辺地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法</p> <p>海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	工事の実施 掘削、盛土等の土工	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>(2) 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>(3) 特に重要で、なおかつ大きな影響を受けるおそれがある種が存在する場合におけるその種の集団構造及び繁殖特性</p> <p>(4) 代償措置を検討する場合における対象となる植物の特性、現生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域並びに植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る直接的及び間接的環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる周辺地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群</p>
	土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在	
	土地又は工作物の供用	
	汚水の排出	

	鉱物の掘採又は土石の採取の行為	<p>落に係る直接的及び間接的環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る直接的及び間接的環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る直接的及び間接的環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る直接的及び間接的環境影響を的確に把握できる時期</p>
海域に生育する植物	<p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用 冷温排水</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 潮間帯生物（植物）、海藻草類及び植物プランクトン（以下「海生植物」という。）の主な種類及び分布の状況 (2) 干潟、藻場の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況 (3) 代償措置を検討する場合における対象となる植物の特性、現生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域並びに植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる周辺地域</p> <p>4 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 海生植物及び干潟、藻場について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴付ける生態系	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 動植物その他の自然環境に係る概況 (2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 (3) 代償措置を検討する場合における注目される動植物の種又は生物群集の特性、現生息・生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等</p>

	<p>地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用</p> <p>風力発電設備の稼働</p> <p>汚水の排出</p> <p>冷温排水</p> <p>鉱物の掘採又は土石の採取の行為</p>	<p>の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による定性的、定量的情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析（動物種にあっては食物連鎖を通しての他生物との関係及び行動圏、植物種にあっては光をめぐる他生物（人間を含む。）との関係及び生育地の水条件に留意する。）</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	<p>土地又は工作物の存在</p> <p>地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 景観資源の状況</p> <p>(2) 主要な眺望点の状況</p> <p>(3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 景観の特性を踏まえて景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 調査地域における景観の特性を踏まえて調査地域における景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 調査地域における景観の特性を踏まえて調査地域における景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法</p> <p>(1) 景観資源及び主要な眺望点について、新たに創出される景観と既存景観への影響も含めた分布の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>(2) 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法</p> <p>(3) 眺めの変化の予測視点について、特に視点が限定されていない限り近景域、中景域及び遠景域の三つの領域を網羅するよう、近景域での眺めの変化、中景域での眺めの変化、遠景域での眺めの変化等を各々に明らかにした上で、総合的かつ累積的な影響の把握</p>

		<p>7 予測地域</p> <p>調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえて景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等</p> <p>調査地域における景観の特性を踏まえて景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施 資材等の搬入及び搬出 土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在 土地又は工作物の供用 廃棄物の搬入	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域</p> <p>調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然と触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	工事の実施 資材等の搬入及び搬出 土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在 土地又は工作物の供用 廃棄物の搬入	<p>1 調査すべき情報</p> <p>主要な歴史的文化的環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>地域を特徴付ける歴史的文化的環境が影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>調査地域における地域を特徴付ける歴史的文化的環境に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>調査地域における地域を特徴付ける歴史的文化的環境に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法</p>

		<p>事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域における地域を特徴付ける歴史的文化的環境に係る影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 調査地域における地域を特徴付ける歴史的文化的環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
廃棄物等	工事の実施 掘削、盛土等の土工  土地又は工作物の供用 ばい煙の排出 汚水の排出  環境に負荷を与える活動	<p>1 予測の基本的な手法 廃棄物及び残土その他の副産物の種類ごとの発生量並びにそれらの最終処分量その他の環境への負荷の量の程度の把握</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等 工事期間若しくは事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
温室効果ガス等	工事の実施 資材等の搬入及び搬出  建設機械の稼働等  土地又は工作物の供用 ばい煙の排出 廃棄物の搬入 埋立機械等の稼働  環境に負荷を与える活動	<p>1 予測の基本的な手法 工事の実施又は施設の稼働等に伴い発生する温室効果ガスの発生量その他の環境への負荷の量の程度の把握</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域及び温室効果ガスの発生量その他の環境への負荷の量の程度の把握を適切に行うために必要な地域</p> <p>3 予測対象時期等 工事期間又は事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
	土地又は工作物の供用 廃棄物の存在・分解	<p>1 予測の基本的な手法 メタンについて、対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の組成を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>

- 備考 1 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音及び超低周波音（周波数20ヘルツ以下の音）をいう。
- 3 「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
- 4 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。

- 5 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 「注目種等」とは、地域を特徴付ける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 7 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

## 愛知県環境影響評価審査会における審議経過

開 催 年 月 日 等	審 議 事 項
第1回 審査会 平成24年 6月15日	「環境影響評価指針の一部改正について」知事から 諮問
第1回 部会 平成24年 7月19日	<input type="radio"/> 環境影響評価指針の一部改正について • 改正環境影響評価指針における記載事項（案）
第2回 部会 平成24年 8月27日	<input type="radio"/> 環境影響評価指針の一部改正について • 改正 環境影響評価指針（素案）本文
第3回 部会 平成24年 12月27日	<input type="radio"/> 環境影響評価指針の一部改正について • 改正 環境影響評価指針（素案）本文、 別表1（参考項目）、別表2（参考手法）
第4回 部会 平成25年 1月22日	<input type="radio"/> 環境影響評価指針の一部改正について • 部会報告案
第2回 審査会 平成25年 1月25日	<input type="radio"/> 環境影響評価指針の一部改正について • 部会報告
パブリック・コメント 平成25年 1月31日 ～平成25年 3月1日	<input type="radio"/> 環境影響評価指針の一部改正について（答申案） に対する県民意見の募集
第3回 審査会 平成25年 3月15日	<input type="radio"/> 環境影響評価指針の一部改正について • パブリック・コメントの結果 • 答申案  「環境影響評価指針の一部改正について」知事へ答申

## 愛知県環境影響評価審査会委員

	井上 隆信	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
◎	岡村 穂	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授
	岡本 真理子	東海学院大学健康福祉学部教授
	酒巻 史郎	名城大学理工学部教授
○	大東 憲二	大同大学情報学部教授
	武田 美恵	愛知工業大学工学部講師
	田中 稲子	横浜国立大学大学院都市イハーション研究院准教授
	谷村 篤	情報・システム研究機構国立極地研究所教授
	谷脇 弘茂	藤田保健衛生大学医学部講師
	東海林 孝幸	豊橋技術科学大学環境・生命工学系講師
	富田 寿代	鈴鹿国際大学国際人間科学部教授
	中川 弥智子	名古屋大学大学院生命農学研究科准教授
	那須 民江	中部大学生命健康科学部客員教授
	夏原 由博	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	成瀬 一郎	名古屋大学エコトピア科学研究所教授
	二宮 善彦	中部大学工学部教授
	朴 恵淑	三重大学理事・副学長 人文学部教授
	長谷川 明子	公益財団法人日本生態系協会評議員
	廣畠 康裕	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
	藤井 伸二	人間環境大学人間環境学部准教授
	増田 理子	名古屋工業大学大学院工学研究科准教授
	松尾 直規	中部大学工学部教授
	光田 恵	大同大学情報学部教授
	柳澤 紀夫	公益財団法人日本鳥類保護連盟理事
	山澤 弘実	名古屋大学大学院工学研究科教授
	山田 佳廣	三重大学大学院生物資源学研究科教授
	吉久 光一	名城大学理工学部教授
	吉村 いづみ	名古屋文化短期大学教授

◎：会長

○：会長代理

(敬称略、五十音順)